

## 第 14 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 8 月 28 日（金）午後 2 時 30 分から午後 3 時 21 分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿多目的ホール

3 出席委員（25 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（1 名）

3 番 大野 和也

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
  - 第 1 号 農業委員会改正法案を巡る状況について
  - 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
  - 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
  - 第 4 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
  - 第 5 号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
  - 第 6 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長       | 高橋 宏邦 |
|   | 忠類支局長      | 天羽 徹  |
|   | 農地振興係長     | 鯨岡 健  |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
|   | 農地振興係主事    | 南 敦朗  |
|   | 農地振興係主事補   | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長 幕別町農業委員会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第14回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、1番石川委員、4番高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局 諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。

議長 次に報告第1号「農業委員会改正法案を巡る状況について」を議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局 報告第1号「農業委員会等改正法案及びその審議を巡る状況について」報告をいたします。8月19日に開催されました「農業委員会会長等研修会」において、現在参議院農林水産委員会で審議中であり、「農業委員会に関する法律」及び「農地法」の改正案の説明がありましたのでご報告いたします。別紙の報告第1号資料をご覧ください。資料の2ページをお開きください。第8条になりますが委員の任命については、ご存じのとおり公選制を廃止し市町村長が議会の同意を得て任命することと規定しております。○印2番目になりますが、その委員の定数、農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるとされておりますが、政令で定める基準がどの程度か、また定数の上限が何人になるかは現在のところ不明であります。次に第14条ですが、これまで明文化されていなかった秘密保持義務が新たに規定されました。次に第17条になりますが、農地利用最適化推進委員についてです。北海道の農業委員会としては、推進委員は必要ないと要望してまいりました経緯もありますが、但し書きで、政令で定める基準に該当する場合は推進委員を委嘱しないことができると定められております。どのような基準になるかはまだ不明です。次に4ページをお開きください。中段の第38条ですが、関係行政

機関に対する意見の提出です、規制改革会議では不要とされましたが、これまでの所掌事務の中ではなく新たに意見の提出という形で規定されました。同じページの下段の第3章「農業委員会ネットワーク機構」につきましては、来年4月1日から全国農業会議所、また北海道農業会議が一般社団法人に組織変更となることに伴う改正であります。最後に9ページをお開きください、農地法の改正につきましては、一点目は農業生産法人の関係ですが、農業生産法人という呼称を農地所有適格法人に改める。また農業者以外の構成員の有する議決権要件を2分の1未満まで認める内容になっております。2点目農地転用許可事務の関係ですが、これまでは2haから4haの農地転用は国との協議を付して知事が許可権者、4haを超える転用許可権限が農林水産大臣でありましたが、これを2haから4haの転用は知事が許可、4haを超える転用は国との協議を付したうえで知事が許可に改正するものであります。また農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の許可権限を委譲する「指定市町村制度」が新たに規定されました。農業委員会法につきましては、本法案に対し衆議院で15項目、参議院で16項目の付帯決議がなされました。昨日の農林水産委員会において林大臣が「今後政省令をどうしていくかが今後の検討課題である」と発言されています。関連する政省令は10月上旬から中旬に公布される見込みとなっておりますので、その頃までには定数や基準の詳細が明らかになると思われま。以上雑駁ではありますが、報告とさせていただきます。

議長

報告第1号について何かご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から10番を説明いたします。

事務局

報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから3ページの10件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号1番から10番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第2号1番から10番については報告のとおり承認されました。

議長

次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局	<p>報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書4ページの平成27年7月30日第13回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成27年8月26日付で許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書5ページの平成26年7月18日に許可をしておりました1件でございます。平成27年7月27日付で完了報告を受理し、今月20日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地採草放牧地以外と確認しましたので報告します。案件は議案書6ページの1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。8月20日の現地調査で農地採草放牧地以外と確認しました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長	質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は7ページの今月18日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番について事務局から説明いたします。
事務局	<b>【議案第1号1番について、議案書をもとに朗読】</b>  以上の案件は報告第6号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第1号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。  <b>【異議なしの声多数】</b>
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から4番について事務局から説明をいたします。
事務局	<b>【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</b>

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長                    それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

18番                    18番ご説明いたします。この案件は本月18日町公社が賃貸借料の変更に伴う利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長                    それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長                    質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長                    異議なしとします。よって議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長                    次に議案第2号5番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局                    **【議案第2号5番から20番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書3ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長                    それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番                    13番説明いたします。これらの案件は本月18日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長                    それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長                    質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしとします。よって議案第2号5番から20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号21番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号21番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化則損法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。この案件は本月18日に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号22番から24番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号22番から24番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ下段から12ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件につきましては先日買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号22番から24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号22番から24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号25番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書13ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化則損法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は平成22年11月に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号25番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番、2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号1番、2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページ、2ページに記載されております。

すとおりに、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は、所有農地の貸付及び後継者への経営委譲に伴う使用貸借であります。今月20日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第3号3番につきましては、森委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

(18番 森委員退席)

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおりに、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は森委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明をいたします。この案件は、親から子への経営委譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

(18番 森委員着席)

議長 次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番ご説明いたします。この案件につきましては、今日20日に渡邊委員、菅野委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番ご説明いたします。この案件は後継者への生前贈与による所有権移転で

	<p>ありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】</b></p>
	<p>この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
25番	<p>25番説明いたします。この案件は今年20日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。</p>

事務局

【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月20日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は農家住宅の建設に伴う転用でございます。なお農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成、確保のための施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、農家住宅の建設に伴う転用でございます。先月23日に農振除外案件として菅野委員、大澤委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	<b>【異議なしの声多数】</b>
議長	異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	<b>【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】</b>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は大野委員であります が、現地調査に都合が付かず代わりに私が現地を確認いたしましたので説明を させていただきます。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでご ざいます。今月20日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地を確認していただ き、農地採草放牧地以外ということでご確認をいただいておりますので、よろ しくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり 決することに異議ございませんか。
	<b>【異議なしの声多数】</b>
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	<b>【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】</b>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるもの でございます。今月20日に加藤委員、高橋委員、事務局とで現地を確認してい ただき、農地採草放牧地以外ということでご確認をいただいております。よろ しくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第6号「幕別町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要綱の一部改正について」を議題といたします。議案第6号について事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】**

内容の説明をさせていただきます。囲っている部分になりますが、実施要領の第6条を改正する内容でございます。第6条では「報告及び対策等」として農地パトロール利用状況調査終了後は、推進会議を開催し調査結果により対応を協議することとしております。推進会議で協議する内容としたしましては、次の(1)から(3)まで、三つの項目を定めおきまして、(1)では、農地パトロール利用状況調査の結果発見した遊休農地については、次に掲げる対策を実施する。対策としては「アの利用意向調査の実施」と「イの利用意向調査に基づく利用関係の調整として、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体に通知並びにあっせん等の実施」となっております。(2)では、違反転用農地等については、委員会に付与された権限により適切かつ速やかに是正指導を実施、(3)では、納税猶予適用農地が農地中間管理機構と協議すべきと勧告した場合は、当該農地等の所在地の所管税務署長に通知に改正するものでございます。

実施要領の改正理由といたしましては、農地法の改正に伴い法第32条、34条、35条、36条が農地中間管理事業の推進に関する法の制定によりそれぞれ、32条が「利用意向確認」、34条が「農地の利用関係の調整」、35条が「農地中間管理機構等による協議の申入れ」36条が「農地中間管理権の取得に関する協議の勧告」に改正されておきまして、農業委員会農地パトロール利用状況調査実施要領においても、今回、同様に第6条の条文について改正が必要となったところでございます。24ページ、25ページをご覧ください。幕別町農業委員会農地パトロール利用状況調査実施要領の一部改正する要領の新旧対象表でございます。右側が現行要領、左側が改正要領となっておりますのでご確認をお願いいたします。26ページには、参考として関係法令の農地法第4章遊休農地に関する措置に関する条文を第30条から第36条を抜粋しておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。以上、内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。  
これもちまして、第14回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。